

平成 2 6 年 第 6 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 6 月 2 0 日

武蔵村山市教育委員会

平成26年第6回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年6月20日（金）

開会 午前 9時31分

閉会 午前10時31分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男
指田登美子 本木益男
持田浩志（教育長）

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	勝山 朗

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英
橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第48号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第49号 武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 6 その他

◎開会の辞

○高橋委員長 それでは、本日の会議に際し、7名の方からの傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第33条の規定に基づき、会議の傍聴を許可いたしましたので、御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、平成26年第6回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成26年第2回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、平成26年第2回市議会定例会一般質問対応状況について御説明いたします。

第2回市議会定例会は、6月10日から6月27日までの間、開催されております。一般質問につきましては、6月13日、6月17日から19日までの4日間にわたりまして、教育委員会関係の質問につきましては、9名の議員の方から10項目にわたり御質問がございました。質問に対する答弁要旨等につきましては、資料1のとおりでございます。

以上です。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

第39回市立中学校総合体育大会の開催についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、第39回市立中学校総合体育大会の開催について御説明をいたします。

まず、こちらにつきましては、10月5日に武蔵村山市として、スポーツ都市宣言を行う予定となっておりますことから、その意義をとどめ、本大会にその冠をつけ、10月5日、スポーツ都市宣言、第39回市立中学校総合体育大会として開催をいたします。

本大会は、毎年度、本市中学校の部活動における日頃の練習の成果の発揮と他校との交流を目的として、試合形式で行われるものでございます。開会式は、平成26年7月12日土曜日、午前9時30分から、市立小中一貫校村山学園体育館で開催をいたします。開会式の中で、生徒が選手宣誓を行いますが、スポーツ都市宣言の趣旨を踏まえた宣誓を行う予定でございます。

す。

また、開会式に引き続き、例年どおり、日頃の部活動における練習等の成果を発揮する場として、全中学校のバスケットボール部による対抗試合形式でのエキシビジョンを行います。そのほか、競技種目、参加校につきましては、お手元の資料の表のとおりでございます。教育委員の皆様におかれましては、開会式に御出席をいただき、御声援をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

平成26年度小学校事業実践交流会についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度小学校授業実践交流会について御説明をいたします。

小学校の授業実践交流会は、平成26年7月16日の水曜日、雷塚小学校において実施をいたします。雷塚小学校の全18学級において、12の教科等の授業及び分科会を行います。授業公開を行う学級、教科と単元名等につきましては、1ページの下段に、2ページには講師一覧を掲載いたしました。本研修会を、各学校の授業改善の機会とするとともに、教育委員会として、学校への指導、助言を充実してまいります。教育委員の皆様にも、ぜひ御参加をいただき、御指導をいただければ幸いです。

なお、資料の1枚目でございます、単元名、授業者、授業会場等一覧が示してございますが、こちらに職名を掲載しておりませんでしたので、後ほど改めて御提出をさせていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成26年度二市教職員宿泊研修会参加者募集要項についてでございます。

資料4、別冊になっております。資料4を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度二市教職員宿泊研修会参加者募集

要項について御説明をいたします。

本年度、清瀬市、武蔵村山市の二市の教育委員会主催により、44回目となる教職員宿泊研修会を開催いたします。本年度は、本市が幹事市となっております。実施日は、7月22日、23日の1泊2日での実施となります。会場は、昨年度同様、JR昭島駅より徒歩7分のフォレストイン昭和館で実施をいたします。

1日目の講演Ⅰは、ヒューマンコメディックス代表取締役社長、コミュニケーションプロデューサーの殿村政明様に、また、2日目の講演Ⅱは、武蔵野大学教育学部教授、貝塚茂樹様に御講演をお願いしております。

分科会につきましては、1日目に演習を取り入れた受講者参加型の研修を3分科会、2日目に、提案に基づく研修の5分科会を計画しております。本市からの提案者につきましては、2日目の研修で、第4分科会、学校経営分科会で、第八小学校、小川副校長が、第5分科会、学力向上分科会で、第三中学校、石原主任教諭が、第6分科会、体力向上分科会で第十小学校、古嶋教諭が、第七分科会、心の教育分科会で、第四中学校、飯星主幹教諭が、第八分科会、特別支援教育分科会で、雷塚小学校、岩崎教諭が本市の代表として提案をいたします。

なお、開催結果につきましては、8月の教育委員会で御報告をする予定でございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。給食費の収納状況についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、学校給食課長から報告いたします。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、給食費の収納状況について御報告いたします。

学校給食費会計の決算につきましては、監査委員による決算審査及び学校給食運営委員会での審議を経て、例年8月の教育委員会で報告しておりますが、5月31日をもって、平成25年度の会計が出納閉鎖となったことから、速報として、平成25年度の給食費の収納状況について報告するものでございます。

まず、平成25年度、現年分の給食費収納状況でございますが、1 現年分の表の合計欄にございますとおり、調定額、2億9,533万4,819円に対する収入額は、2億9,355万152円で、収納率は、前年度と比較して、0.4ポイント増の99.4%となりました。この数値は、過去20年間では、7番目、平成11年度以来であり、第三小学校及び村山学園第四小学校の2校で未納がゼロになるなど、未納者数も92人の減と、大幅に減少をいたしました。

収納率が向上した要因といたしましては、2点あると考えております。1点目は、平成25年度から開始した、いわゆる一部前払い制の導入でございます。9月分以降の給食費については、その前月末に引き落としを行うこととし、最終3月分の口座引き落としは、2月末日となりました。このことにより、その時点で未納があった場合には、3月末に未納分を再度引き落とすことができるようになりまして、平成25年度3月では、127万円ほどが口座引き落としにより納入されることとなりました。

2点目といたしましては、現年分の未納につきましても、学校給食課が積極的に訪問徴収することとしたことが挙げられます。これまで学校給食課では、3月末で未納となっているものについて、4月、5月の出納整理期間中に集中して訪問徴収するほかは、過年度分を中心に訪問徴収をしておりました。しかし、監査委員による決算審査におきまして、現年分の給食費の収納率を上げることこそが、未納金解消の最重要課題との御意見をいただいていることを踏まえ、平成25年度は、現年分の未納につきましても、通年で訪問徴収の対象とし、また、電話による催告も頻繁に行ったところでございます。

平成15年度から平成22年度まで、8年にわたり、現年分収納率は98%台に低迷しておりましたが、平成23年度からは99%台を維持してきており、これまでの積み重ねに加え、平成25年度に新たに2つの取組を行ったことで、より一層の効果が表れたものと考えております。

続いて、過年度分でございます。過年度分の調定額は、平成19年度分から平成24年度分までの未納額の合計であり、平成25年度当初では、1,147万2,000円でございます。収入額につきましても、現年分の徴収に力を入れたため、平成24年度と比較して、約87万5,000円少ない124万635円にとどまりました。しかしながら、平成25年度現年分の未納額が減少したことにより、平成26年度当初に繰り越される未納総額は、その下の表にございますとおり、1,045万1,574円となり、平成25年度当初と比べ、102万円ほど減少させることができました。

このように、現年分を積極的に徴収したことで、全体の未納額の縮小につながっていることから、今年度も給食費の重要性や一部前払い制の周知など、保護者への意識啓発に努め、職員が訪問等をしなくても給食費が納入される環境整備に努めるとともに、未納となっている家庭には、粘り強く交渉いたしまして、未納額の縮小に努めていく考えでございます。

なお、支出を含めた詳しい決算の内容につきましては、8月の教育委員会で報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

第37回武蔵村山市歩け歩け大会の実施結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、第37回武蔵村山市歩け歩け大会の実施結果について御報告をさせていただきます。昨年は、雨天中止となった大会でございましたが、今年は5月18日日曜日に、天候にも恵まれまして、実施をすることができました。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、開会式へ御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

本大会の参加人数といたしましては、男性が137人、女性が158人の合計295人、85歳から3歳まで、幅広い年齢層の方の参加がございました。一昨年の参加者が180人でしたので、今回は295人の参加ということで、115人の増と、大変多くの方の参加をいただきました。お一人の方が途中棄権となってしまいましたが、約9.5キロメートルのコースを先頭が1時間40分、最後尾が3時間で踏破をしたところでございます。

歩け歩け大会の実施結果については、以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

平成26年度少年少女スポーツ大会「第44回少年野球大会」の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成26年度少年少女スポーツ大会「第44回少年野球大会」の開催について、御報告させていただきます。

本大会は、7月5日から7月13日までの土曜日、日曜日に総合運動公園の第1、第3運動場で実施をいたします。主催は、武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市少年野球連盟でございます。開会式につきましては、7月5日土曜日午前8時30分から総合運動公園第3運動場で行います。試合開始は、初日の7月5日土曜日が午前9時30分から、2日目以降は午前9時からの予定でございます。参加予定チームにつきましては、資料にお示しのとおりでございます。

なお、順調に大会が進行した場合は、7月13日日曜日が閉会式となります。雨天等による中止決定は午前6時30分の段階で判断をいたしますが、順延となった場合は、7月19日土曜日が予備日となっております。第44回少年野球大会についての報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。

姉妹都市交流事業「第8回栄村駅伝大会」の開催についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、姉妹都市交流事業「第8回栄村駅伝大会」の開催について、御報告をさせていただきます。

恒例の栄村駅伝大会でございますが、今年も武蔵村山市から長野県栄村に3チームを派遣し、スポーツ交流を図ってまいりたいと考えております。開催日は、7月6日日曜日、スタート時間は午前9時30分の予定でございます。コースといたしましては、北野美座川橋をスタート地点といたしまして、6区間の12.1キロメートル、ゴール地点は栄小学校でございます。本市の出場選手は、前日の7月5日土曜日午前9時に中型バスで市役所を出発いたしまして、栄村の中条温泉トマトの国に宿泊する予定となっております。市内の小・中学校からの参加につきましては、輪番制となっております、今回は第二小学校と第四中学校から参加をいたします。

姉妹都市交流事業「第8回栄村駅伝大会」についての報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。

公共事業用地及び市道敷地の寄附についてでございます。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、公共事業用地及び市道敷地の寄附につきまして、口頭で御報告いたします。

平成26年5月23日金曜日に、市内中藤三丁目にお住まいの池谷タカ氏、市内大南三丁目にお住まいの栗原和子氏、鈴木伸江氏のお三方から、市内大南三丁目五番地地内の6筆の土地498.69平方メートルの寄附の申出をいただき、市ではその土地を採納することといたしました。

6月2日月曜日には、池谷タカ氏と御家族が市役所を訪問され、市長を初めとする市の理事者に寄附される土地の目録の贈呈を行いました。市では今後、この土地に市道の敷設及び歴史民俗資料館分館の建設を進め、市内大南地区に所在した東京陸軍少年飛行兵学校に関する資料を中心に、文化財の収蔵、展示を行ってまいります。

以上でございます。

○持田教育長 10点目のその他でございますが、3点御報告いたします。

1点目でございます。武蔵村山市スポーツ都市宣言についてでございます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、その他といたしまして、武蔵村山市スポーツ都市宣言について御報告をさせていただきます。武蔵村山市スポーツ都市宣言につきましては、現在、10月5日の宣言及び記念式典等の開催に向けて準備を進めているところでございます。宣言文案等につきましては、本年4月に武蔵村山市スポーツ都市宣言（仮称）検討委員会を庁内に設置をいたしまして、検討を進めてまいりましたが、宣言文案とロゴマーク案について、広く市民から意見を公募するため、6月19日木曜日から、7月18日金曜日までの1か月間、パブリックコメントを開始したところでございます。なお、パブリックコメントの主管部署は、企画政策課となっております。

宣言文とロゴマークの案につきましては、資料番号等は付してございませんが、本日、資料として配付をさせていただいておりますが、宣言文案では、タイトルを「いきいき わくわく スポーツだいすき むさしむらやま」といたしまして、その後に、前文、そして5つの項目を、お示しをしております。ロゴマークの案につきましては、家族でスポーツを楽しむ姿をイメージしたものとしております。

宣言文案とロゴマーク案につきましては、パブリックコメントによる、市民意見等を踏まえまして、8月末を目途に決定をしてみたいと考えておりまして、教育委員の皆様には今後改めてお示しをしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 2点目は、武蔵村山市議会に対する陳情第6号、市立中学校の学校選択制に関する陳情でございます。

内容につきましては、教育部長より御報告いたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、第2回市議会定例会で付託されました陳情について御説明申し上げます。お手元の写し、総務文教委員会陳情第6号を御覧ください。

陳情第6号の件名は、市立中学校の学校選択制に係る陳情で、要旨といたしましては、市立中学校の学校選択制を実施するに際して、学校選択制を希望する生徒の保護者に許可なく

自転車通学をした場合に、学校選択制の適用を取り消されても異議ありません旨の同意書の提出を義務づける項目を追加して下さるようお願いいたします。という内容でございます。

陳情者につきましては、市内在住の方でございます。6月23日月曜日に開会される総務文教委員会に付託され、審査されることとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 3点目は、「モノレールを呼ぼう！市民の会」米原会長から、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の早期実現に向けて、署名のお願いが来ております。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、「モノレールを呼ぼう！市民の会」米原会長による署名用紙の配布の依頼について御説明をさせていただきます。

モノレールの延伸につきましては、平成23年2月に策定されました、武蔵村山市第四次長期総合計画の中で、市民の意識調査において、特に力を入れてほしいまちづくりの施策として、モノレールの導入がほかの施策と比較しても、突出して高いことが明記されており、活力と魅力あるまちづくりを進めていくためには、不可欠なものとの位置付けをされておりますことから、当該団体から今回の要請に至ったと聞いております。この要請についての御意見を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○高橋委員長 ただいま榎並学校教育担当部長からこの本件依頼の趣旨を説明していただきました。モノレール延伸については、たしか私は、平成14年度、「わたしたちの武蔵村山」という社会科副読本を作成いたしました。今でも、この「わたしたちの武蔵村山」の中で、学習資料として取り上げております。その意味で、これは長い間、私は昭和47年に武蔵村山に来ましたけれども、それ以来、ずっとこの市民の願いと悲願であります。そういうふうと考えております。これをぜひ、やはり子供たちにも知ってもらいたいものですし、その実現に向けて、多くの市民が一体となって、取り組む姿勢は、私はとってもこれは大切なことではないかなと、今、お話を聞いて伺いましたが、委員の皆様はいかがでございますでしょうか。ちょっとこの点について、時間をとりたいと思いますが。

土田職務代理者、いかがですか。

○土田職務代理者 先ほど教育長から、その他、3点あるということで、今、2点目で、あと1点、まだお伺いしていないんですけれども、今のこのモノレールについて、意見を述べて

もよろしいですか。

今、委員長からのお話もありましたように、この本市の学校に通学する子供たちは、実際に学校で学習をしている内容でありますので、特に学校行事でもテーマになっておりますね。昨年度の雷塚小学校の展覧会で展示されました、モノレールが通った武蔵村山市、これは子供たちの願いがこもった見事な作品が展示されまして、新聞にも大きく取り上げられました。これが大きな話題になっているのを今思い出したところです。

たしか「モノレールを呼ぼう！市民の会」は、市からの補助金をいただきながら、このモノレールの延伸について、幅広く活動をしている団体というふうに認識しておりますが、こういった市民一丸となった案件について、要請が来たということについては、お受けしてもよろしいのではないかと、こういうような意見をもっております。

○高橋委員長 ほかの皆さん、いかがでございましょうか。

では、指田委員、お願いいたします。

○指田委員 過去に学校でこういうことは、今までやったことがあるんでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 過去にそういった事例があったのかもしれないんですが、最近はまだ聞いておりません。

以上でございます。

○高橋委員長 指田委員。

○指田委員 このモノレールにつきましては、長く多くの市民からの願いであると思うんです。子供たちもそれについて、いろいろ学習してきておりますし、何らかの形で協力していくということはよいことではないかと思えます。幸いにして、武蔵村山市人口、微増ということですし、子育てもしやすい町という評価も得ておりますので、なおさらのこと、いいことではないか、協力すべきではないかと思えます。

○高橋委員長 本木委員。

○本木委員 私はモノレールについて、本当に市民の大きな願いの一つであるとは思いますが、例えばあまり例がないとしたら、学校に今、配布だけはお願いしてもいいのかなと思うんですが、その回収方法ですとか、署名をしていただく市民の方でも、いろいろな考えがある方もいらっしゃると思うので、そこら辺は、強制ではなく、各御家庭に判断をさせていただいて、例えば回収箱みたいところに回収していただくとか、そういう方法も一つなのかなと思うのが一つと、あとは、もう話が行っているのかもしれませんが、PTA連合会

を通して、各PTAの方にも協力していただくとか、何かそういった方法もあるのかなと思うんですが、よろしくをお願いします。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 先ほど私も、この要請をお受けしたらどうかというような、非常に強い関心のある事柄で、発言をしました。今、本木委員さんの方からの御発言にもありましたけれども、この署名をする、しない、こういった問題については、個々の家庭の判断に委ねるわけですから、回収については、そういった一つの方法をよく選択をさせていただいて、行うということも重要だと思います。いずれにいたしましても、このことが一つのきっかけになりまして、モノレール延伸の機運がますます高まっていくことを、一市民としては大きく願っておりますので、ぜひその辺を含めて、対応をお願いができればと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 私も全く同感でございます。そういうような対応で一つ、学校教育担当部長、お願いしたいと思います。

○持田教育長 今の土田職務代理者から、私が2点というふうにお話をちょっと聞いたんですけども、1点目がスポーツ都市宣言、2点目が陳情、3点目がモノレールで、3つお話をしたつもりでした。

○土田職務代理者 そうだったんですか、失礼しました。

○高橋委員長 では2点目の先ほどの陳情の件について御意見を伺いたいと思います。

○土田職務代理者 先ほど御説明をいただきまして、武蔵村山市議会の総務文教委員会に出されましたこの陳情です。この陳情の内容からしてみますと、御近所のお住まいの市民の方に対して、一部の生徒が非常に御迷惑をおかけしているという事実は、これは消すことはできないと思います、内容的に。

しかしながら、この陳情の要旨だけを拝見させていただきますと、広い意味で申しますと、学校選択制の制度に罰則規定を設けるような意味合いにもなりかねないと。一方、内容的に学校選択制を選んだ子供たちが、どうもこの行動がよくないような印象を受けてしまうんですけども、実際に、この学校の学校選択制を選んで、自転車通学をしている子供たちというのは、実数的にはどのくらいおられますか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 この陳情されている方の御自宅付近に自転車がとめられるようになってから、もうここ三、四年の歳月が過ぎておりますので、いわゆる延べ人数でいうと、毎

年のことのように。ただ、現在把握されている段階では、1日最大7台の自転車があったということで、恐らくこれが今のところ最大の数字だろうと。この7台についても、持ち主も含めて、当該の生徒を把握しております。現在、鋭意その指導を続けているところです。現実的には、毎朝、副校長が朝、6時半にまず見回りに参ります。その後、教職員で手分けをして、朝の8時20分、それから、午後3時30分頃を目途に、今、見回りをしながら、生徒への指導を続けているというのが現状でございます。

以上でございます……失礼しました。今の7人の中のということですか。

○土田職務代理者 そのうち何人ぐらい選択制を選んでますかということですか。

○榎並学校教育担当部長 把握しているその7名のうち、選択制を使っている生徒は5名でございます。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 今度、非常に限られた生徒がターゲットになっているような気もするんですけども、必ずしもそういうお子さんが、生徒が、きちっと選択制を選んで、遠方から自転車に通っている、その子がそういうことをしているということは、限らないと思うんです。反対に私は、その学校選択制のいいところを選んで、遠方から自転車に通っている、その子供たちの意欲とか、そういうものを打ち消すようなこの制度というのは、あまり賛成はできないと、好ましくないというふうな気がしています。

反対に、こういう陳情は、その子供たちにレッテルを張るようなものになってしまうんですね。もし仮に、その子供たちではなくて、ほかのそういった選択制を選んでいない、以外の子供たちが、ちょっと自転車に来て、そういった子にあるような不良行為を行うということになってといたしましたら、その行為と選択制の許可、適用、それを混ぜて、解釈をするというのは、あまり学校教育現場では好ましくないのではないかと。反対に、今、先ほど部長がおっしゃられましたように、非常に学校はきちっと住民にも信頼されて、いろいろな手厚い指導もしているということですから、今後も引き続き、そういった問題をきめ細かく指導徹底を図っていくことによって、こういう問題は解決していくものかと、そういうふうに、公人という形としては、今、考えたところですので、一概に選択制のこの制度の中に、広いところの罰則規定みたいなのは設けないほうがいい。そういうような意見です。

○高橋委員長 はい。

○榎並学校教育担当部長 補足をさせていただきます。ただいま申し上げました7名のうち5名につきましては……失礼しました、いわゆる自転車通学等の許可の範疇としております

2.1キロ前後という距離につきましては、第四中学校の対象者は、今、現在1名でございます。この1名につきましては、保護者が送り迎えをしているということで対応していただいております。先ほど申し上げました、7名のうちの5名につきましては、第四中学校から、さほど遠くないところがそれぞれの住居ということになっております。失礼いたしました。

○高橋委員長 それを見ると、まさにこの校内での生活指導の充実等というか、本人に対する指導も、やはり厳しく展開してほしいなというふうに思いますね。学校選択制は時代の流れであり、これはまた保護者、子供たちのまた願いでもありますから、そういう意味で、やはりそういうふうな問題があるということについては、やっぱり学校が責任をもって、取組をしていただきたいなというふうに思います。

指田委員。

○指田委員 私も全く同感で、この学校選択制、これは目標をもって入っている子供たちなんです、どうしてもこれをやりたいとかという。とても意気揚々として、選択されて、行っているわけですから、こういったことで、制限をしてしまうということは、とても残念のように思います。ぜひとも努力されている学校側の対応も評価されておりますけれども、なおさらにそういった点の指導をしていただいて、こういったことの文面は入れないような形で行っていただきたいなと思います。

○高橋委員長 それと、これは四中学区からでありますけれども、ほかの中学校の部分については、このような問題は、報告はないわけですか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 このところ、私ども事務局のほうでも、見回りを何度かさせていただいておりますが、その中で、他校の生徒とも現場で出会っております。そこで、四中の生徒と待ち合わせをしているんだというのが、その生徒の言い分だったようですが、そういった形で、他校の生徒もここに来ている現状は確認されております。

以上でございます。

○高橋委員長 ほか、御意見ございますか。

○本木委員 これを読ませてもらうと、選択制だからという問題だけではないですよ。だから、学校で努力はしていただいているんでしょうけれども、もうちょっと生活指導というか、何かしていただければ、いい問題なのかなというふうに思うんですけども、迷惑がかかっているお宅の方は本当にあれでしょうけれども、ちょっとそういうふうに読ませてもらったんですが、今、学校からの距離というのは2.1キロなんですか、自転車に乗ってきていいで

すよという許可を校長先生が判断される。そうすると、公然に駐輪できるわけですよ。

○高橋委員長 中野教育部長、そういうことも含めて。

中野教育部長。

○中野教育部長 中学校については、学校の中心からおおむね2.1キロということになっております。それで、保護者からの申出により校長と協議して、例えば自転車通学であるとか、送迎、公共交通機関を利用するということの許可が出る。原則としては、徒歩で通学するということになっております。

以上です。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 その自転車通学を許可された車両については、校内にきちっと置き場を設けて、きちっと置くような環境にはなっているんですね。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 中学校には、自転車置き場が設置されておりますので、その所定の自転車置き場に駐輪することになっております。

以上です。

○土田職務代理者 そうすると、自然的に今、この陳情書類に添付されている写真の、学校、これは外というふうに見ているんですけども、そちらのほうに置く必要はないわけですよ。きちっと指定された場所があるわけですから。

○本木委員 だから、許可をもらっていないから、外に置いてしまうんですね。もらえないから。対象以外の生徒だからということですよ。

○土田職務代理者 それは、私の意見は、学校選択制とは関係ないんでしょうということをお願いいたしますよ。学校選択制を選んで、自転車通学を許可された子供たちは、自転車置き場がきちっとあって、対応をされているんでしょう。それ以外の人たちが、こういう学校外のところに置いて、どうも悪さをしているさうだということですから、学校における日常生活指導の徹底を図ることによって、学校選択制の中に、こういう条件付きを入れるべきではないというのが、私の遠回しになっているかもしれないけれども、そういう意味です。

○高橋委員長 おっしゃるとおり、それは分かります。そういう趣旨でもって、学校選択制も、自転車通学というのを認めた経緯があったはずなんですよ、たしか。

教育長。

○持田教育長 土田職務代理のおっしゃるとおりで、これは私も現場に行ってみました。この

写真のような状況もあったんですけれども、この通学のために、乗ってきているのではないんですね。といいますのは、午後、乗って、一度下校して、家に帰ってから、また友達と遊ぶために乗ってきたり、それから、今、あったように、他校の生徒が四中生と遊ぶために来て、待っていると、そういう状況で、ここ三、四年、学校は本当に困って、生活指導を徹底しております、中には、その持ち主や生徒は特定して、保護者と呼んで、お話をしても、また次の日、乗ってくると。こういうのが繰り返されておりますので、2点、この改善のためにありまして、1点目は、もう朝、7時前から対応したりしていますので、学校だけの対応では、かなり難しいと思いますので、関連機関ですとか、地域ですとか、いろいろな策をさらにもう一回考えていかななくてはならないと。

2点目は、選択制の絡みでいいますと、今は選択制で枠の中に入れば、オーバーしない限り、抽選しない限り、そのまま希望するところに入れますので、そういう保護者、生徒には、入学前に一度、校長面接をしてもらって、校長から、校風ですとか、決まりですとか、そういう指導に従うですとか、そういう確認をしてもらって、改めて選択制で違う学校に入ると。これは臨時の校長会を昨日開きまして、この辺は、中学校校長には確認をとっております。

○高橋委員長 分かりました。

それでは、教育長報告9点がございましたけれども、御質問、質疑等があればお受けいたします。いかがでございましょうか。

本木委員。

○本木委員 給食費の収納状況で、三小と四小がゼロになっているじゃないですか。給食センター初め、皆さん御努力していると思うんですが、ゼロにしている学校での努力か何かがあったんですか。副校長先生あたりがまめにしていたとか、何か指導しているとか。ゼロってなかなか、昔、二小でありましたよね。

○高橋委員長 ずっと10年以上は。

○本木委員 そうですよ。そういうことが、私、ちょっと見たことがあったんですけれども、なかなか、当たり前ことができている時代なので、ゼロになっているというのはすばらしいなと思って、何か学校で対策しているのかなと思ったものですから。

○高橋委員長 これは神山課長さん、もちろん学校給食課、神山課長さんを含めた学校給食課の御努力と、それから学校もいろいろな対応をとっていただいた結果だというふうに思うのですが、何か御意見ありますか。

○神山学校給食課長 直接どういう御努力をいただいたかというようなお話は特には伺っては

いないんですけれども、私どものほうでも、校長会、副校長会、たびたび収納率の話をさせていただいている中で、各学校においても未納の方への連絡をしていただくとか、そういうことの中で、全体的に収納率は上がっておりますので、そういう中の一つとして、未納ゼロということができたんだと思っております。

ちなみに、昨年度より前で未納ゼロがあったのは、平成18年度に第二小学校と第四小学校がやはり未納ゼロ、それ以前は、平成12年度に第二小学校で未納がゼロ、11年度、10年度も、二小、十小、10年度ですと、十小が未納ゼロというようなことで、10年以上前はそういうことも頻繁にあったようなんですけれども、最近では、久しぶりの未納ゼロというようなことで、今後もこういうことが続けていければなというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員長 ほかはいかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 一般質問の中で、不登校児童・生徒についての御質問をいただいております。この中で、児童はゼロ人、生徒が11人ということで、よく新聞紙上等で見ますと、非常にほかの自治体、学校では、みんなこんなにそういう生徒がもっと多いんだというふうにつもびっくりしているんですけれども、今、これを見て非常に素晴らしいと、児童はゼロ人、生徒が11人ということで、非常にうれしく思いました。

しかしながら、11人はいるわけなんですけれども、この生徒の、いわゆる不登校になっているその後のケアです。そういったものについて、学校とか、ケースワーカー、いろいろな方たちが最近では関わりを持っているんですけれども、ゆうゆう教室ですか、こういったところへの対応とか、そういった11人の状況はその後、いかがでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 先に御説明申し上げなければいけないのは、この数字は、議員からの御要望で、26年4月、5月、2か月間の中で、不登校になった子はどれぐらいいるかということでしたので、これまでの年度を通して、例えば25年度何人でしたという数字とはまたちょっと意味合いが違った数字になっております。ある意味、2か月間で30日を超えてしまった子が、逆にいうと生徒には11人いたということ、むしろ我々としては、重く受けとめるべきかなというふうには考えております。ただいま御質問がございましたように、ゆうゆう教室のほうでも、いわゆる不登校児の生徒に対しては、学校復帰に向けての支援を継続しております。ちょっと具体的な数字を持ち合わせておらないんですが、昨年度も2けたに近

い学校復帰ができた児童生徒の実績を残しておりますので、ゆうゆう教室としましては、非常にこの不登校対策としては、かなり効果があるのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○土田職務代理者 せっかくすばらしい制度を併設して、活動を本市教育委員会はしておりますので、そういったことの施設利用を有効にさせていただいて、この不登校の生徒たちへのケアを十分に果たしていただければと。なかなか不登校になる子を、すぐ理解させて、通学させるというのは、非常に難しいところもあると思うんですね。徐々にそういった段階を踏んで、一般生徒になじむような方策を引き続いて、力を入れていただけたらと思います。要望しておきます。

○高橋委員長 それでは、ほかはよろしいですか。

指田委員。

○指田委員 教育長報告ではないんですけども、このところ問題になっております、学齢期になっても学校へ上がらない、来ない子、そういったことに対して、本市では、心配はないんでしょうか。

○高橋委員長 今の様々な新聞そのほかで報道されている話。

○指田委員 そうですね。

○高橋委員長 未就学児というか。

中野教育部長。

○中野教育部長 小学校1年生に入学する、未就学児につきましては、住民基本台帳から、就学時の健康診断を実施する際に、その住所を確認しております。そのお子さんに通知をするわけですが、不在等でその通知が返って来たりする場合については、個別に自宅を訪問して、その所在を確認しております。また、外国籍のお子さんで、日本の学校に就学したいという希望の方もおりますので、そういった方につきましても、個別に就学の通知をさせていただいて、日本の学校に就学する、しないという確認をとっておりますので、本市においては、不明ということはありません。

以上でございます。

○指田委員 そうですか。それはよかったです。

○高橋委員長 それでは、これをもって教育長報告を終わりにしたいと思います。

◎日程第4 議案第48号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨

時代理の承認について

- 高橋委員長 日程第4、議案第48号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

- 松下教育総務課長 議案第48号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年6月20日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

- 高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

- 持田教育長 それでは、議案第48号の提案理由を説明させていただきます。

学校におけるPTA役員の改選に伴い、委員を任命する必要があり、平成26年5月19日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

- 高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

- 榎並学校教育担当部長 それでは、議案第48号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてにつきまして、御説明いたします。

第七小学校の学校運営協議会委員につきましては、PTA役員の改選に伴い、改めて委員を任命する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、平成26年6月19日付をもって、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条1項の規定に基づき、臨時に代理したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めるとでございます。議案の次に別紙がございますので、御覧ください。説明につきましては、以上でございます。

- 高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第48号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第49号 武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第5、議案第49号 武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第49号 武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年6月20日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第49号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の任期満了に伴い、委員を委嘱する必要があり、平成

26年5月26日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 議案第49号 武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてにつきまして御説明を申し上げます。

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の任期が平成26年5月31日をもって満了したことに伴い、平成26年6月1日から平成28年5月31日までを任期とする新たな委員の委嘱を行う必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

委嘱の内容につきましては、別紙を御覧いただきたい存じます。

学校給食運営委員会委員は、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第3条の規定により、小学校の校長3人、中学校の校長2人、小学校のPTA会長3人、中学校のPTA会長2人、学校医、学校歯科医及び所轄保健所職員各1人並びに学識経験者2人の計15人で組織することとされております。

小中学校の校長につきましてはそれぞれの校長会から、PTA会長につきましては公立学校PTA連合会から、学校医、学校歯科医については、それぞれ医師会、歯科医師会から、また、所轄保健所の職員については東京都多摩立川保健所からそれぞれ御推薦をいただいた方でございます。

また、学識経験者お二人については、再任でございまして、2期目となります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第49号 武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 その他

○高橋委員長 日程第6、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の発言があれば、お受けいたしますが、いかがでございましょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 よろしいですか。

事務局から何か。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局からは特にございません。

○高橋委員長 それでは、これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年度第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時31分閉会